

を参照しつゝ、著者自身の所見を述べてゐるのは一般概説書としては極めて穩健な立場であると思ふ。然も隨所に引用せられた文書資料等の殆どすべてが著者自身によつて採訪せられたものであること、流石に多年實地調査に従事せる人の著であることを思はしめる。その調査旅行中の感想や所見を蒐録した第六編を除き、爾餘の五編にはそれ／＼その編末に簡単な内容の總括が揚げられてゐる讀者に對すのもる親切であると思ふ。(四六版四八三頁、東京岩波書店發行、定價二、三〇)(柴田)

○滿洲國安東省輯安縣高句麗遺蹟

日滿文化協會刊

滿洲國の輯安縣といつただけでは其の地點など直ちに想ひ起さぬかも知れぬが、廣開土王の碑の所在といつたなら多數の人々は頗く筈である。平壤に遷都する以前高句麗は、三世紀にかけて、鴨綠江中流北岸、普通に通溝と呼ばれて居る地に國都をおいた。此處が即ち輯安縣である。明治三十八年鳥居博士が踏査されたいで、佛の故シヤマンナ教授、我が故關野博士等が赴いて以後、約二十年間、匪賊の巢窟として全く學術的な調査の届かなかつた處に於て、昭和十年五月壁畫のある二古墳が發見され、これに據つて再び學界の一部に異常の興味を惹くこととなつた。本書は同年親しく此地を訪ふて遺蹟を調査された池内博士の執筆になる。其の内容は先づ通溝平野の地理的狀況を舒し、更に曾つて學界を賑はした丸都・國內兩城問題に就いて考へ、兩城同處説を以つて鐵

案とする旨を強調され、次いで同平野中に存する遺蹟即ち丸都城・丸都山城址・廣開土王碑等を略説しかくて古墳のことに及び其の構造を述べ、石塚と土塚の二種あることを擧げ、「角抵塚」「舞踊塚」と命名したものの等新發見の壁畫古墳を紹介され、最後に石塚と土塚との年代觀と陵墓の比定とに及んで居る。

本書には猶北平清華大學教授錢稻孫氏の譯文と三十三葉の圖版を輯めて居る。本文は要領よくまとめられて居るが著者自らも云はれる如く簡略の憾がないではない。然しこれはやがて發刊される可き詳細な報告書に期待することとし、三十三葉の圖版と共に「大いに學界を益するものとして薦め度い。無慮數萬と稱せられる古墳群の寫眞を一見するならば、恐らく何人も古墳調査の興味が已に樂浪から輯安へ遷りつゝあるの感ぜざるを得ないであらう。又、角抵や舞踊その他の壁畫を通じて高句麗人の風俗や生活を窺ふことが出來るとすれば、四神や唐草文等の壁畫を通じては六朝文化との關係が推測される。日滿文化協會の刊行物としては蓋し適宜なものである。但し本文の翻譯に就いては譯文の如何は問題外として、譯者は滿洲國人であつて欲しかつた。菊版、座右寶刊行會發賣。(小野)

○西洋法制史講義

西本 穎著

——獨逸私法史——

本書は、本學法學部に於て西洋法制史を講ぜらるゝ西本助教の近業であつて、著者自ら本書の冒頭に云はれる如く「西洋法制

史學の講義案として執筆」されたものである。従つて本書の特質は、先づそれが研究としてではなく、教科書として編まれた點に於てなければならない。

著者の意見に依れば、「權威ある研究と初學のために教材とする教科書との間には、其の目的に従つて當然の差異が認められねばならない。内容の方面から考へて、教科書は簡單にして而も要點を盡くし且つ概論的でなければならぬ。」また「形式の方面から考へて、教科書は出來うる限り平易にして且つ明確でなければならぬ」(序、二頁)。そこで本書は、内容形式ともに、かゝる制約のもとに置かれてゐる。

例へば、本論第一篇に於て「法制史總論たる法源史を取扱ひ、  
「ゲルマン特に獨逸法源史を」教材とせられたが如き、或は本論第二篇に於て私法史を取上げ、特に獨逸私法史を對象とせられたが如き、何れも教科書としての要請に應へるための著者の周到な用意に他ならない。何故なら「教科書としては殊に我が國の現行法に關係深き制度を材料としなければならぬ」のであるが、「我が現行法は、大體に於て獨逸法の繼承法であり、私法は其の淵源最も舊く、よつて其の體系が最も整備したものであるからである」(序、二頁)。

さて、本書の内容は二十三頁にわたる「緒言」を以て始められてゐる。此の部分は、既に本年五月、「西洋法制史研究の方法に就て」と題して『法學論叢』(第三四卷、第五號)に發表されたものの再録に他ならないが、著者はこゝに於てその独自の「方法論」を展開せ

られてゐる。そして、「法史學」特に「西洋法制史學の意義」、「法系」、「研究の對象」、「時代區分」、「法制史の分類」と「體系等、およそ法制史學の根柢的な諸問題が、こゝに取上げられ、且つこれに關する基本的な諸概念がこゝに明確に規定されてゐるのであるが、しかし此の「緒言」方法論は長年の間に蒐集した著者の見聞を基礎として語り出で「られた經驗談」なのであつて、決して「理論的に造り上げた理想論ではない。」ましてそれは「一定の書物を參考にして改訂を企てたものでは斷じてない」(序、三頁)のである。

此の「緒言」に續く本論第一篇法源史は、四章から成つてゐる。「不文法時代」と題せられた第一章は、民族大移動以前のゲルマンの慣習法を極めて簡單に説明し、續いて第二章「部族法時代」に於ては、民族大移動終了後、ゲルマン人が「從來の固有の慣習法の精神に加ふるにローマ的な法律技術と基督教的な道德的規範を配合して其の慣例を成文化した」(三一頁)ところの、各部族の法典が比較的詳細に敘述されてゐる。次の第三章は「封建法」を取扱ひ最後の第四章は「都市法」を對象とする。

法源史に於ける此のやうな區分は、「緒言」方法論」中に於て説かれる著者の時代區分の仕方と完全に對應する。此の點に就いては、著者はブルンナア、シュレエダア等の代表的な著作が採るところの「不透明な時代區分」(一四頁)即ち所謂「通説」を排しつ、「政治的理由若くは文化史的理由を標準とする時代區分は、法制史學の立場からは正確であるとは云へない。法制史學上の立場としては、

法源の變遷に順應する處の時代區分を劃立することが妥當である」(一二頁)となして、法制史學独自の立場を主張せられ、此の立場に徹底されてゐるやうである。

次に、本書の後半を占める第二篇私法史は、更に三つの部分に分たれてゐる。その「第一部人事法史は權利主體の制度史であり、第二部物權法史は權利客體の制度史であり、第三部債權法史は權利變動即ち法律行爲の制度史である」(序、二頁)。いづれも敘述は簡單であるが、教科書たる目的にそふべく、諸制度の史的變遷が各部門に分つて要領よくまとめられてゐる。

以上、極めて簡單に本書の内容と構造を紹介したのであるが、著者は、大體に於てシュヅエリン、ブルンナア、シュレエダア等に據りつゝ、法制史家としての立場を貫かれてゐるやうである。然しながら、法制史 *Rechtsgeschichte* 研究の對象は、著者も認められる如く、單に「法規の發展變遷を研究することを職分とする」(十六頁) *Gesetzeslehre* のそれと同じであつてはならない。著者も云はれるやうに「法規を作出する原因たるべき事實も亦、法の發展に決定的な影響を與へるものである。法制史の研究には法律關係の內面的分析を基礎として、是に關する社會事情殊に政治經濟的事情を關聯せしめて考察することを要するのである。即ち法律はそれ自身として社會に顯現するものに非ずして、必ずや他の之に牽連關係ある事象と聯關して生起するものである。故に法的現象は常に單獨にて之を理解することは出来ない。法律は國民文化の一表現である。即ち其の根柢に於て國民精神、經濟

事情、政治的情勢の影響する所極めて重大なるもの存することを忘れてはならない」(十一頁)のであるから、著者も亦、マウテア、イナマ・シュテネルネツグ、ブルンナア、シュレエダア等を主要な代表者とする十九世紀以來の舊支配學說の體系を破つて前進しつゝある最近の中世社會經濟史研究の趨勢とその輝かしい業績に對して、一顧を與へられる必要はなかつたであらうか。(蜀版二八六頁、東京、巖松堂書店發行、定價二圓四〇錢)。(中山)

○ギンケルマン (西哲叢書XII)

井 島 勉著

「美學が純粹思辨的詮索の世界から一步を移して藝術的事實自體の究明に向はうとし、或は、藝術史學の課題乃至方法が種々なる學的批判の照明を浴びつゝある現代において、ギンケルマンは極めて多くの省みらるべき暗示を提出する。從來美學或は藝術史を論ずる人々によつて彼の名が口にされることは決して珍しくはなかつた。それにも拘らず、彼の眞の姿は奇妙にもあまり理解されてゐないのではないかと思はれる」(序、二一―三頁)。

今、此のやうな事情のもとに於いて、田邊元博士監修の「西哲叢書」の一冊として、井島勉氏の「ギンケルマン」の刊行を見たことは。われわれのひとしく喜びとするところでなければならぬ。こゝに、その内容の大體を紹介することによつて、著者に敬意を表したい。

本書の敘述は、ギンケルマンの傳記を以て始められる。第一章「希臘美術研究への發足」はこれであつて、こゝには、一七一七年の末此の「近代の希臘人」の誕生に筆を起し、一七五五年彼の處女作「繪畫及び彫刻における希臘美術品の模倣について」の出版に至るまでの三十餘年間の彼の半生の記録が詳細に跡づけられてゐる。

しかし、これは單なる傳記ではない。偉大な魂の生長の跡が、その私的環境を背景としつゝ、克明に追はれてゐるのである。云はゞ、後年の大著作の素地の探究である。従つて、あらゆる傳記的事實が、すべてかゝる靦黷のもとに一義的に把束されてゐる。著者の「意圖は（ギンケルマンの）性格の描寫にある。しかもこれは同時にギンケルマンの「著作の基礎を把握」することに他ならない。何故なら「ギンケルマンの場合には、他の多くの學者の場合と異つて、その性格と事蹟との間に深い一致」（六五頁）があるからである。しかも著者は、多くの場合出來うる限り、彼の「書簡集」中の言葉を拾ふことによつて、ギンケルマン自身をして直接吾々に向つて語りしめられる。此の點にも、著者の精緻な心遣ひと高い學的良好の一端が滲み出てゐるやうに感じられる。

さきに云つたギンケルマンの處女作——これは、續いて著された匿名の「模倣論に關する寄書」及びこれに對する答辯の形で書かれた「模倣論解説」と「併せ讀まべき性質のものであるが」（六四頁）——此の所謂「模倣論」は、誰しも認めるやうに主著「古代美術史」その他の「後年の著述へ發展すべき種々なる思想を全面的に萌芽の形において含」（九四頁）んでゐるが故に、著者は、次に此の

模倣論」の述作にアインシュテルンクを置きつゝ、ギンケルマンの思想の發展を忠實に辿つて行かれる。第二章「古代美術と近代美術」の取扱ふところがこれであつて、特にその第二節（七〇—九三頁）は「模倣論」の内容の詳細な解説に宛てられてゐる。

これに續く「古代美術の研究」と題せられた第三章には、再びギンケルマンの生活が彼の思想の動きとともに傳記的に取上げられてゐる。即ち「模倣論」の出版を動機として急速に實現された伊太利亞旅行（一七五五年）に始つて、一七六八年六月八日の朝トリエステの宿舎に於ける劇的な最後に至るまでの彼の後半生が、異國の環境を背景として、こゝにヴィヴィッドに描かれてゐるのである。しかも、此の敘述は、同時に主著「古代美術史」を生み出すための背景を描くことに他ならない。

最後の第四章は「古代美術史論」と題せられ、主として代表作「古代美術史」を中心としつゝ、ギンケルマンの美術體系を解説することに宛てられてゐる。然し、著者は「ギンケルマンの伊太利亞時代の諸論文が『古代美術史』を中心として有機的な關聯をもつと云ふ見地から、それらを『古代美術史論』なる標題の下に總括し、又如上述べ來つた見地から、個々の作品に就いてよりも、寧ろ思想的脈絡を追つて二三の重要な問題を採り上げることが適當と考へ」（二六七頁）られる。そこで、此の部分は更に第一節「記述」、第二節「藝術的感覚」、第三節「美術の本質」、第四節「作風の歴史」と云ふ四つの節に分たれ、こゝにギンケルマンの思想體系が仔細に検討されてゐる。しかも、ギンケルマンの「思想はそれ自體一

つの課題に屬する。即ち解かれたる一つの論理としてではなく、解かるべき一つの事實として我々に與へられてゐる」(序、三頁)ものであるが故に、著者は「本叢書に課せられた客觀的敘述の要求にも拘らず」(序、三頁)、著者独自の「試論的な」見解をこゝに展開されてゐるのである。

以上は本書の内容をその輪廓によつて簡単に紹介したにすぎないが、要するに、眞の美術史家の最初の人であり同時にまた近代美學の創始者であつたギンケルマンの偉大な思想體系が、著者の鋭い論理によつて、彼の實生活を背景としつゝ發展の相に於て把へられ、著者の流麗な筆によつて見事に描きつくされてゐるのである。吾々は、ギンケルマンの思想がいま本書によつてはじめて吾々の國の言葉で以て餘すところなく云ひつくされることが出来たことに深い喜びを感じずにはゐられない。

一般に、藝術様式と文化様式との問題が、歴史に於ける時代の區分の諸問題と關聯して、歴史學の重要な問題の一つとなり、歴史學がすぐれた美術史家の思想から多くの示唆と影響とを被りつゝある近時の傾向を思ふとき、本書の如きは、たゞ單に美學及び美術史に關心をもち或は古代美術に興味を感じる人々のみならずまた廣く一般に歴史の學に従ふ人々にとつて、必讀の書の一つであることを信じて疑はないものである。(京都、弘文堂書房發行、定價壹圓參拾錢)(中山)

### ○重農學派の政治學說

單なる經濟學說ではなくして、より廣汎な全社會全宇宙を包含する新科學を重農學派は主張する。新らしき科學それはデカルトの原理を、換言すれば、何よりも先づ明證を、社會秩序に適用する演繹的な科學である。「經濟學に於ける證明は、幾何學や代數學のそれと同様のものである」とデュボン・ド・ヌムールは云ふ。數學的方法の適用によつて、自然法則と同様に確實な不動な經濟法則を發見しうると信じてゐた。而も與件及びそれを發見する方法が、何等算術的なものを持たず、農業の獨占的生産性の原理も亦決して數學的證明に適したものではないことに氣付いてゐない。この一見科學的な重農學的方法是重農學派より、自由主義經濟學にまで及び、その嚴密な演繹と證明とが、託宣的威嚴で以つてこの學を粉飾してゐるのである。

新らしき社會秩序の柱石たる「財産」と「自由」とを保護するのが政府の義務であり、存在理由である。斯くて、従前の國家權力は著しく減ぜられ、重農學派にあつては、「財産權」が國家よりも優先的なのである。國家はその保證の爲にのみ構成せられ、且つては國王の意志によりて作られた法律は、今や、國王とは獨立し、而も國王もそれに服せねばならぬ自然的眞理となつた。「王の立法權は、法律を作る力ではなくそれを宣する力である。」

「個人財産」に干渉するすべてのものは、非難される。最良の政府とは最も少く統治し、何事も爲さざるものを云ふ、自分が王で